

「未来志向型の取引慣行に向けて」に関する自主行動計画のフォローアップ調査（2019年度）集計結果

情報サービス産業協会 企画調査部

2019年10月から11月にかけて、JISAでは、「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」の一環として、会員各社の取引適正化に係る取組状況や課題を定量的に把握するため、経済産業省中小企業庁が定める業界横断的な自主行動計画の「フォローアップ指針」を踏まえた調査（以下「2019年度調査」という。）を実施した。

本調査は今後も定期的に実施する予定であり、回答企業への謝意と本調査の周知を兼ねて、2019年度調査の結果を本稿で紹介する。ご承知のとおり、本調査は、政府の重要施策の一つである未来志向型の取引慣行の醸成に資する取組であり、取引の現状と課題を把握する上で重要な意義を有している。会員各位には次年度以降も回答にご協力をお願いしたい。

なお、自主行動計画策定団体のうち、経済産業省所管の8業種29団体が2019年9月から11月に調査を実施し経済産業省中小企業庁に報告したフォローアップ調査の概要は、以下のサイトで公開されているため、参照されたい。

○中小企業庁

「令和元年度自主行動計画に係るフォローアップ調査を実施しました」（2019年12月27日）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191227006/20191227006.html>

【2019年度調査】

調査対象：JISA 会員企業

調査期間：2019年10月3日～11月28日

回答件数：84社

【調査の構成と見方】

本調査は、回答企業の属性を確認する「Ⅰ 基礎情報」、役員や各部門への浸透、取引対価の見直しへの対応、連結会社・サプライチェーン全体での取組状況を問う「Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）」、価格決定に当たり取引当事者双方が合意した事項の反映状況、手形の利用状況、生産性向上に向けた取引先との取組を問う「Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）」、2019年3月の自主行動計画の改定により今期より新しく追加された「Ⅳ. 働き方改革・天災等への対応」、業界団体や政府への要望などを問う「Ⅴ. その他」で構成している。

また本調査における対象取引は、下請ガイドラインの対象となる取引（広義の下請取引）であり、下請法対象取引（狭義の下請取引）に限定するものではない。本調査の一部に下請法対象となる取引に限定した設問があるが、その部分には、＜狭義＞と表示している。

I. 基礎情報

設問 1. 貴社自身の取引上の地位に最も近いものをお答えください。

	2017年		2018年		2019年	
完成品メーカー	2	3%	2	2%	2	2%
元請	48	69%	56	64%	49	58%
2次請	20	29%	27	31%	30	36%
3次請	0	0%	2	2%	3	4%
4次請またはそれ以降	0	0%	0	0%	0	0%

設問 2. 貴社の資本金をお答えください。(単独決算)

	2017年		2018年		2019年	
1,000万円以下	3	4%	2	2%	4	5%
1,000万円超 5,000万円以下	7	10%	14	16%	12	14%
5,000万円超 1億円以下	11	16%	20	23%	18	21%
1億円超 3億円以下	10	14%	11	13%	13	15%
3億円超 10億円以下	16	23%	16	18%	14	17%
10億円超 100億円以下	17	24%	19	22%	18	21%
100億円超	6	9%	5	6%	5	6%

設問 3. 貴社の従業員数をお答えください。(単独決算)

	2017年		2018年		2019年	
5人以下	0	0%	0	0%	0	0%
5人超 20人以下	0	0%	0	0%	2	2%
20人超 50人以下	4	6%	4	5%	4	5%
50人超 100人以下	4	6%	5	6%	5	6%
100人超 300人以下	10	14%	19	22%	19	23%
300人超 1,000人以下	26	37%	33	38%	31	37%
1,000人超 1万人以下	24	34%	25	29%	22	26%
1万人超	2	3%	1	1%	1	1%

設問 4. 貴社の昨年度の売上高をお答えください。(単独決算)

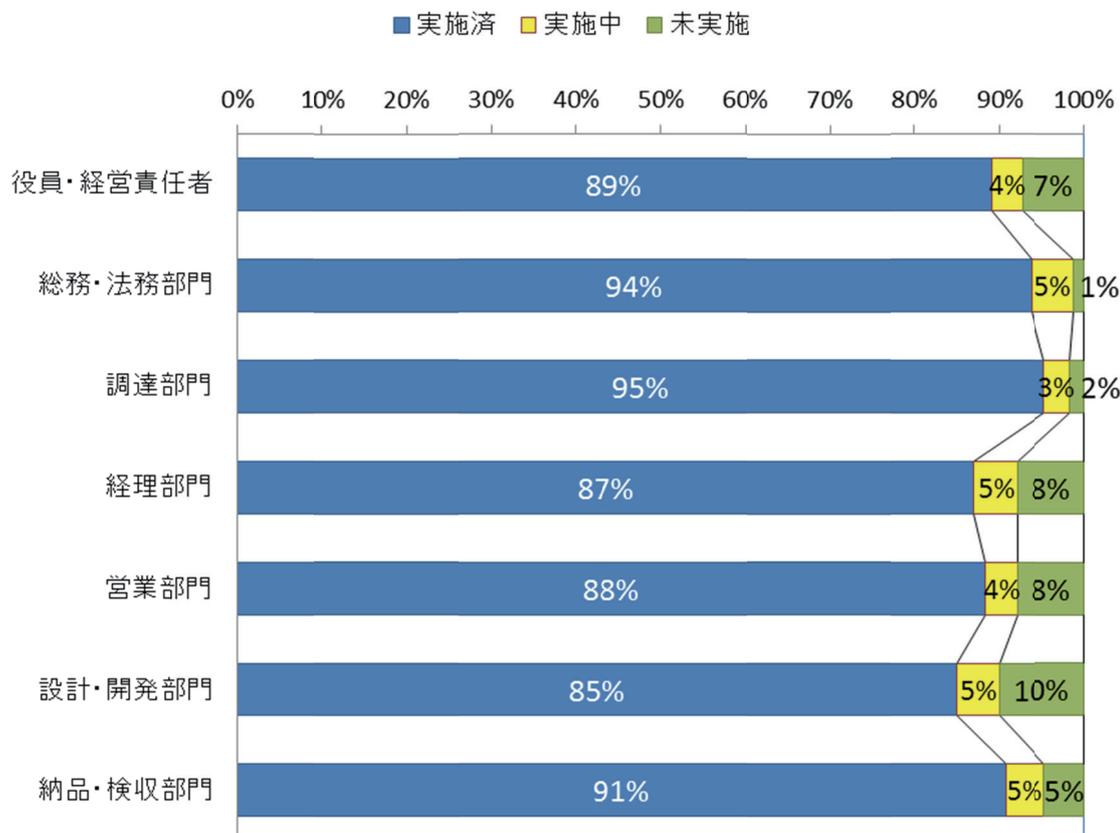
	2017年		2018年		2019年	
1億円以下	0	0%	0	0%	0	0%
1億円超 10億円以下	6	9%	8	9%	13	16%
10億円超 100億円以下	24	34%	36	41%	34	41%
100億円超 1,000億円以下	33	47%	36	41%	30	36%
1,000億円超	7	10%	7	8%	6	7%

設問 5. 貴社への主な発注元について選択してください。【複数回答可】

	2017年		2018年		2019年	
ユーザー直接	50	71%	63	72%	62	74%
メーカー	33	47%	46	53%	44	52%
ユーザー系情報サービス会社	27	39%	41	47%	41	49%
メーカー系情報サービス会社	31	44%	34	39%	40	48%
独立系情報サービス会社	18	26%	30	34%	28	33%
その他	2	3%	3	3%	0	0%

II. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）

設問6. 下請法や下請ガイドライン、自主行動計画の内容について、各部門の役職員に対して、それぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を周知し、教育等を通じて浸透・徹底されていますか。該当部門がない場合には「該当部門なし」を選択してください。＜広義：取引全般＞



部門	2017年			2018年			2019年		
	実施済	実施中	未実施	実施済	実施中	未実施	実施済	実施中	未実施
役員・経営責任者	82%	7%	10%	86%	5%	10%	89%	4%	7%
総務・法務部門	87%	7%	6%	90%	5%	5%	94%	5%	1%
調達部門	90%	7%	3%	95%	4%	1%	95%	3%	2%
経理部門	81%	6%	13%	86%	6%	7%	87%	5%	8%
営業部門	83%	10%	8%	86%	8%	6%	88%	4%	8%
設計・開発部門	81%	9%	10%	82%	7%	11%	85%	5%	10%
納品・検収部門	87%	7%	7%	84%	9%	7%	91%	5%	5%

部門	2017年			2018年			2019年		
	実施済	実施中	未実施	実施済	実施中	未実施	実施済	実施中	未実施
役員・経営責任者	82%	7%	10%	86%	5%	10%	89%	4%	7%
総務・法務部門	87%	7%	6%	90%	5%	5%	94%	5%	1%
調達部門	90%	7%	3%	95%	4%	1%	95%	3%	2%
経理部門	81%	6%	13%	86%	6%	7%	87%	5%	8%
営業部門	83%	10%	8%	86%	8%	6%	88%	4%	8%
設計・開発部門	81%	9%	10%	82%	7%	11%	85%	5%	10%
納品・検収部門	87%	7%	7%	84%	9%	7%	91%	5%	5%

設問 7. 貴社が「発注側の立場」となる場合、下請代金の低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準（自主行動計画）に記載された望ましくない事例を行わないことを徹底していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。＜狭義：下請法対象取引＞

発注側の立場

	2017年		2018年		2019年	
実施済	62	94%	81	95%	78	94%
実施中	4	6%	3	4%	4	5%
未実施	0	0%	1	1%	1	1%

受注側の立場

	2017年		2018年		2019年	
実施済	42	81%	55	89%	63	94%
実施中	4	8%	5	8%	3	5%
未実施	6	12%	2	3%	1	1%

設問 8. 設問 7 の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。

【複数回答可】＜狭義：下請法対象取引＞

	2017年		2018年		2019年	
実施・徹底のための具体的な手法が分からないため	1	25%	2	50%	4	80%
社内の合意が難しいため	0	0%	0	0%	1	20%
貴社が受注側となる取引先の要請方法の改善が進んでいないため	0	0%	0	0%	0	0%
その他	2	50%	1	25%	1	20%

設問 9. 貴社が「発注側の立場」となる場合、取引先から、労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、十分に協議することを徹底していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。＜広義：取引全般＞

受注側の立場

	2017年		2018年		2019年	
実施済	63	94%	78	95%	78	94%
実施中	4	6%	4	5%	3	4%
未実施	0	0%	0	0%	2	2%

受注側の立場

	2017年		2018年		2019年	
実施済	48	84%	56	84%	66	88%
実施中	5	9%	7	10%	5	7%
未実施	4	7%	4	6%	4	5%

設問 10. 設問 9 の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。

【複数回答可】＜広義：取引全般＞

	2017年		2018年		2019年	
実施・徹底のための具体的な手法が分からないため	3	75%	3	75%	3	60%
社内の合意が難しいため	0	0%	2	50%	1	20%
貴社が受注側となる取引先の要請方法の改善が進んでいないため	0	0%	1	25%	2	40%
その他	1	25%	0	0%	0	0%

設問 11. 貴社が「発注側の立場」となる場合、下請代金の支払いについて、現金払い、割引料負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた方針や計画を策定していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において策定されていますか。＜狭義：下請法対象取引＞

発注側の立場

	2017年		2018年		2019年	
実施済	65	100%	81	99%	37	97%
実施中	0	0%	0	0%	1	3%
未実施	0	0%	1	1%	0	0%
全て現金払いのため該当しない					45	

受注側の立場

	2017年		2018年		2019年	
実施済	41	85%	54	92%	33	89%
実施中	2	4%	2	3%	2	5%
未実施	5	10%	3	5%	2	5%
全て現金払いのため該当しない					30	

設問 12. 設問 11 の「発注側の立場」で「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。

【複数回答可】＜狭義：下請法対象取引＞

	2017年	2018年	2019年
社内の合意が難しいため	0	1	0
実施・徹底のための具体的な手法が分からないため	0	1	0
貴社が受注側となる取引先の要請方法の改善が進んでいないため	0	1	1
その他	0	0	0
該当なし	4	6	0

設問 13. 連結会社に対するコンプライアンスの点検項目に適正取引が含まれていますか。／連結会社がない場合は「連結会社なし」を、「発注側の立場」に該当しない場合は「発注側の立場にない」を選択してください。＜広義：取引全般＞

	2017年		2018年		2019年	
実施済	31	86%	43	93%	36	80%
実施中	3	8%	1	2%	4	9%
未実施	2	6%	2	4%	5	11%
連結会社なし	30		39		30	
発注側の立場にない					6	

設問 14. サプライチェーン全体で適正取引を進める観点から、直接の取引先を通じて、その先の取引先へも適正取引の働きかけを実施していますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。＜広義：取引全般＞

	2017年		2018年		2019年	
実施済	28	58%	35	59%	47	61%
実施中	8	17%	3	5%	0	0%
未実施	12	25%	21	36%	30	39%
発注側の立場にない	19		26		6	

設問 15.「発注側の立場」となる場合、委託先管理ルール（委託先の選定・調達やプロジェクト管理に関するルール・マニュアル等）を策定し運用していますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。〈広義：取引全般〉

	2017年		2018年		2019年	
実施済			76	90%	72	91%
実施中			3	4%	2	3%
未実施			5	6%	5	6%
発注側の立場にない			4		5	

設問 16.「発注側の立場」となる場合、適切な対価を払わずに契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用を徹底していますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。〈広義：取引全般〉

	2017年		2018年		2019年	
実施済			80	95%	80	98%
実施中			4	5%	2	2%
未実施			0	0%	0	0%
発注側の立場にない			3		2	

設問 17.「発注側の立場」となる場合、多重取引の削減を自主的に進める観点から、技術や専門性の補完、プロジェクト・マネジメントなどの合理的な理由がある場合は別として、不当に多数の事業者に重層的に下請けさせる取引は自粛するようにしていますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。〈広義：取引全般〉

	2017年		2018年		2019年	
実施済			71	89%	74	90%
実施中			5	6%	4	5%
未実施			4	5%	4	5%
発注側の立場にない			6		2	

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

設問 18. 2019 年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。

〈広義：取引全般〉

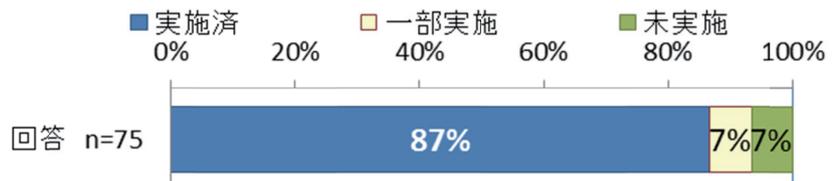
発注側の立場

実施済	73	88.0%
実施中	5	6.0%
未実施	5	6.0%
発注側の立場にない	1	



受注側の立場

実施済	65	86.7%
実施中	5	6.7%
未実施	5	6.7%
受注側の立場にない	5	



※設問 18.【発注側の立場】【受注側の立場】において、「実施済」「一部実施」を選択した場合のみ、設問 19 をお答えください。該当しない場合は、設問 21 へ。

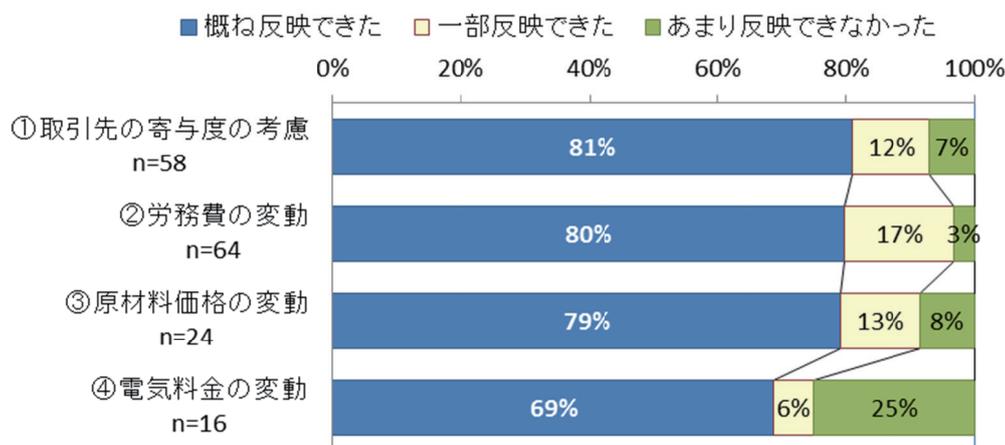
設問 19. 2019 年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、双方合意の結果を反映できたと考える項目をお答えください。

<狭義：下請法対象取引の範囲、ただし②については広義：取引全般>

- ①取引先の寄与度等を考慮した合理的な原価低減活動の効果
- ②最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動
- ③原材料価格の変動
- ④電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動

発注側の立場

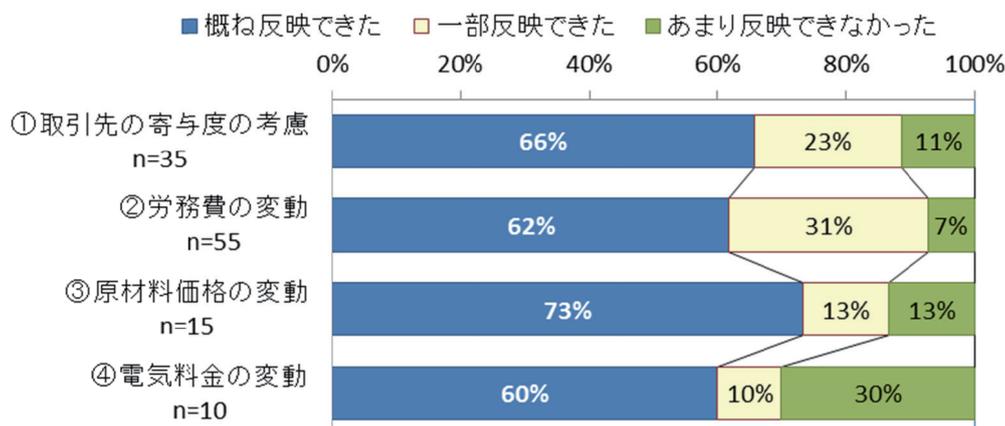
	概ね反映できた	一部反映できた	あまり反映できなかった	変動の影響を受けない
①取引先の寄与度の考慮	47	7	4	13
②労務費の変動	51	11	2	12
③原材料価格の変動	19	3	2	48
④電気料金の変動	11	1	4	55



各設問「該当しない」「変動の影響を受けない」及び無回答を除く

受注側の立場

	概ね反映できた	一部反映できた	あまり反映できなかった	変動の影響を受けない
①取引先の寄与度の考慮	23	8	4	6
②労務費の変動	34	17	4	11
③原材料価格の変動	11	2	2	26
④電気料金の変動	6	1	3	31



各設問「該当しない」「変動の影響を受けない」及び無回答を除く

設問 20. 設問 19 で、「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」と回答された主な理由をお答えください。【複数回答可】

< 狭義：下請法対象取引の範囲、ただし①については広義：取引全般 >

発注側の立場として

	①労務費の変動	②原材料価格の変動	③電気料金の変動
受注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった	6	1	1
受注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった	1	0	0
受注側事業者から要請されなかった	5	3	4
その他	0	0	0

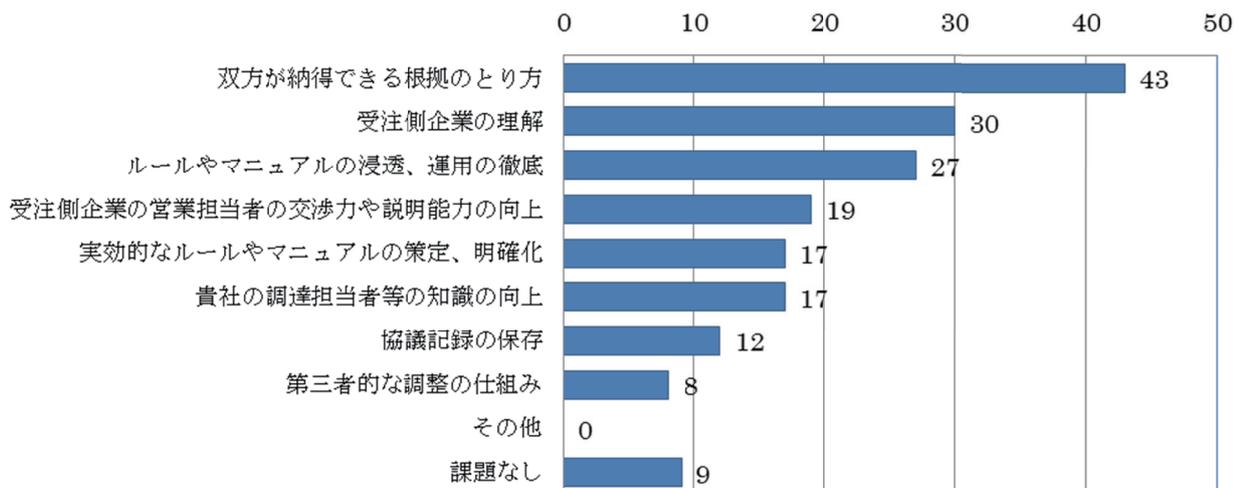
受注側の立場として

	①労務費の変動	②原材料価格の変動	③電気料金の変動
発注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった	14	1	1
発注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった	1	0	0
発注側事業者に要請しなかった	5	3	3
その他	0	0	0

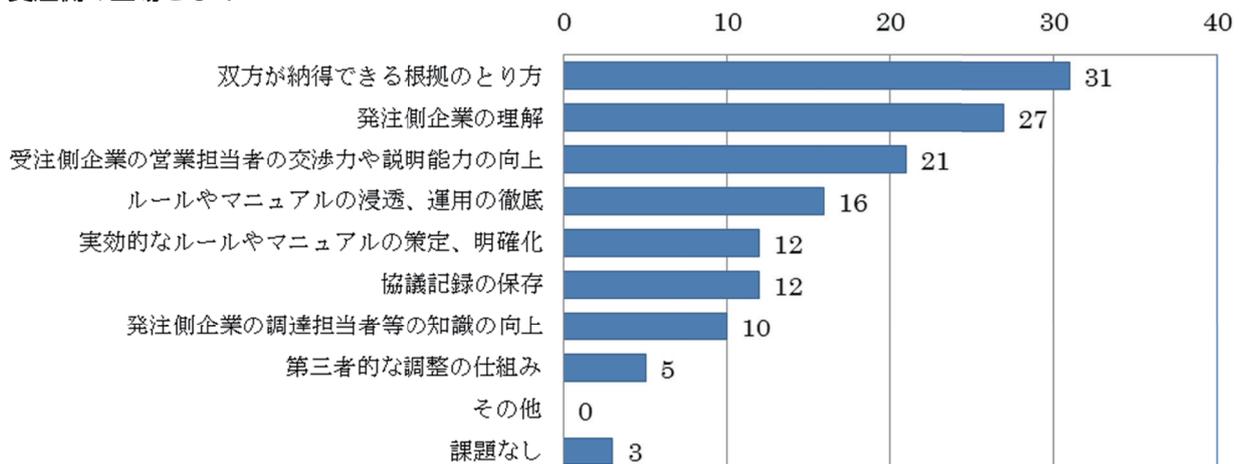
設問 21. 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。

【複数回答可】 < 狭義：下請法対象取引 >

発注側の立場として



受注側の立場として



設問 22. 下請代金を手形等で支払っている（支払われている）割合はどれくらいですか。

<狭義：下請法対象取引>

発注側の立場として

	2017年		2018年		2019年	
全て現金払い	66	99%	81	99%	78	99%
10%未満	0	0%	0	0%	1	1%
10～30%未満	0	0%	0	0%	0	0%
30～50%未満	0	0%	1	1%	0	0%
50%以上	1	1%	0	0%	0	0%
全て手形払い	0	0%	0	0%	0	0%

受注側の立場として

	2017年		2018年		2019年	
全て現金払い	27	93%	42	91%	39	80%
10%未満	2	7%	2	4%	9	18%
10～30%未満	0	0%	1	2%	1	2%
30～50%未満	0	0%	1	2%	0	0%
50%以上	0	0%	0	0%	0	0%
全て手形払い	0	0%	0	0%	0	0%

設問 23. 下請代金を手形等で支払っている場合、下請事業者の負担とすることのないよう、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して下請代金の額を決定していますか。

<狭義：下請法対象取引> ※設問 22 で全て現金払いと回答した場合には回答不要

発注側の立場として

	2017年		2018年		2019年	
概ね勘案している（概ね発注側負担）	1	100%	0	0%	0	0%
一部勘案している（一部発注側負担）	0	0%	1	100%	0	0%
あまり勘案していない（概ね受注側負担）	0	0%	0	0%	1	100%

受注側の立場として

	2017年		2018年		2019年	
概ね勘案している（概ね発注側負担）	0	0%	0	0%	3	38%
一部勘案している（一部発注側負担）	0	0%	0	0%	3	38%
あまり勘案していない（概ね受注側負担）	2	100%	3	100%	2	25%

設問 24. 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトは最長どれくらいですか。

<狭義：下請法対象取引> ※設問 22 で全て現金払いと回答した場合には回答不要

発注者

	2017年		2018年		2019年	
30日（1ヶ月）以内	0	0%	0	0%	0	0%
60日（2ヶ月）以内	1	100%	1	100%	0	0%
90日（3ヶ月）以内	0	0%	0	0%	1	100%
120日（4ヶ月）以内	0	0%	0	0%	0	0%
120日（4ヶ月）超	0	0%	0	0%	0	0%

受注者

	2017年		2018年		2019年	
30日（1ヶ月）以内	0	0%	0	0%	0	0%
60日（2ヶ月）以内	1	50%	0	0%	4	50%
90日（3ヶ月）以内	1	50%	1	33%	2	25%
120日（4ヶ月）以内	0	0%	2	67%	2	25%
120日（4ヶ月）超	0	0%	0	0%	0	0%

※設問 25～設問 27 は大企業の方にお聞きします。中小企業の方は、設問 28 へ。

設問 25. 大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている（支払われている）割合はどれくらいですか。＜広義：取引全般＞ ※中小企業の場合は回答不要

	発注側		受注側	
	件数	割合	件数	割合
全て現金払い	41	100%	21	58%
10%未満	0	0%	15	42%
10～30%未満	0	0%	0	0%
30～50%未満	0	0%	0	0%
50%以上	0	0%	0	0%
全て手形払い	0	0%	0	0%

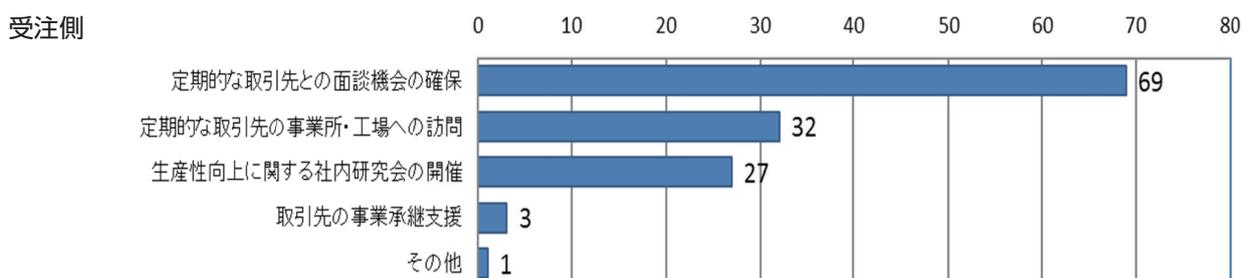
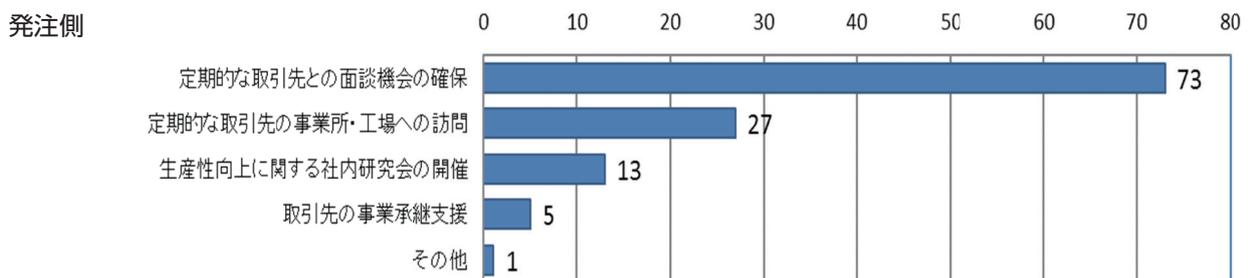
設問 26 大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている場合、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して代金の額を決定していますか。＜広義：取引全般＞

	発注側		受注側	
	件数	割合	件数	割合
概ね勘案している（概ね発注側負担）	0	0%	3	21%
一部勘案している（一部発注側負担）	0	0%	5	36%
あまり勘案していない（概ね受注側負担）	0	0%	6	43%

設問 27. 大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトは最長どれくらいですか。＜広義：取引全般＞

	発注側		受注側	
	件数	割合	件数	割合
30日（1ヶ月）以内	0	0%	0	0%
60日（2ヶ月）以内	0	0%	3	21%
90日（3ヶ月）以内	0	0%	2	14%
120日（4ヶ月）以内	0	0%	3	21%
120日（4ヶ月）超	0	0%	6	43%

設問 28. 取引先と、生産性の向上に向けて取り組んでいることはありますか。なお大企業間の取引に限らずご回答ください。【複数回答可】＜広義：取引全般＞



IV. 働き方改革・天災等への対応

【働き方改革への対応】

設問 29. 貴社が、「発注側の立場」では、自社で働き方改革を行った結果、受注側企業に対しどのような影響がありますか。／貴社が「受注側の立場」では、発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けていますか。

【複数回答可】＜狭義：下請法対象取引＞

	発注側		受注側	
	件数	割合	件数	割合
特に影響はない	66	84%	30	63%
急な対応の依頼が増加	6	8%	11	23%
短納期での発注の増加	4	5%	12	25%
検収の遅れ	1	1%	3	6%
支払決済処理のズレによる入金の遅れ	1	1%	0	0%
従業員派遣を要請	3	4%	5	10%
発注業務の拡大・営業時間の延長	5	6%	3	6%
その他（具体的に記述）	0	0%	0	0%

設問 30. 発注側企業が働き方改革を行った結果、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを発注側企業が負担しましたか。＜狭義：下請法対象取引＞

	発注側		受注側	
	件数	割合	件数	割合
概ねできた	32	89%	18	75%
一部できた	4	11%	6	25%
あまりできなかった	0	0%	0	0%
該当なし	43		24	
発注側の立場にない	1		16	

【BCP 対策等】

設問 31. 自身の企業において、天災等への事前対策として、BCP の策定、BCM の実施に努めていますか。＜広義：取引全般＞

実施済	59	71%
実施中	22	27%
未実施	2	2%

設問 32. 設問 31. で、「未実施」の理由をお答えください。【複数回答可】＜広義：取引全般＞

①必要性を感じないから	1	50%
② BCP の策定・BCM の実施のための具体的な手法が分からないため	1	50%
③その他	0	0%

V. その他

設問 33. 他社へ紹介することができる、サプライチェーン全体での取引適正化に関する取組について、好事例があれば自由に記載してください。〈広義：取引全般〉

- ・下請代金支払遅延等防止法：下請法運用マニュアルを作成し運用するように改善した。
- ・取引適正化については以前、社内向けおよび協力企業向けにセミナーを実施した。
- ・2018年7月にビジネスパートナーと未来志向型の取引を推進するための専門組織であるパートナー推進室を設置。
- ・技術力と品質を保有するビジネスパートナー企業（50社を対象）に対して、毎年、「ビジネスパートナー連絡会」を開催し、当社の目指す方向性についての説明と協力をお願い、懇親会を通じて、両社のパートナーシップ強化を図っている。
- ・ビジネスパートナー向けにコンプライアンスミーティングを開催し、モデル契約書、下請法、民法改正（債権法）、ヘルプラインによる相談受付などの説明会とディスカッションを実施。

設問 34. 他社へ紹介することができる、サプライチェーン全体での付加価値向上に関する取組について、好事例があれば自由に記載してください。〈広義：取引全般〉

- ・2018年7月にビジネスパートナーと未来志向型の取引を推進するための専門組織であるパートナー推進室を設置。
- ・技術力と品質を保有するビジネスパートナー企業（50社を対象）に対して、毎年、「ビジネスパートナー連絡会」を開催し、当社の目指す方向性についての説明と協力をお願い、懇親会を通じて、両社のパートナーシップ強化を図っている。
- ・ビジネスパートナー向けにコンプライアンスミーティングを開催し、モデル契約書、下請法、民法改正（債権法）、ヘルプラインによる相談受付などの説明会とディスカッションを実施。

設問 35. 取引条件の改善を進める上での課題や、業界団体や政府への対応の要望等があれば自由に記載してください。〈広義：取引全般〉

- ・受注者側から働き方改革を実施すれば、労働時間が減り、多くが下限と上限があるSES契約のため単金が減ることになる。これでは経営も圧迫してしまう。このような中小企業で受注者側の立場からの問題について具体的な解決方法を示して欲しい。
- ・発注側が積極的に取引条件の改善対応に取り組んでほしい。受注側からの改善提案はなかなか受け入れてもらえない傾向があるように感じる。